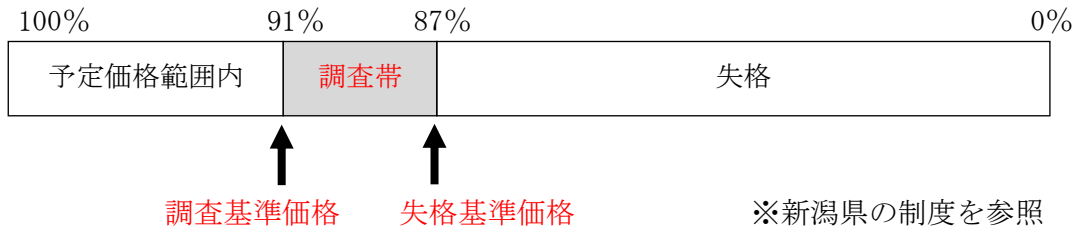


糸魚川市低入札価格調査の実施について

糸魚川市が発注する建設工事において、国土交通省が示すダンピング受注防止対策の実施を目的として、あらかじめ設定された「調査基準価格」を下回る入札があった場合に、必要に応じて内容を調査した上で、落札者を決定する制度を実施します。

【イメージ】



① 対象工事

糸魚川市が行う建設工事に係る入札案件で、次に掲げるものが対象です。

- ア 総合評価方式により制限付き一般競争入札を実施する工事
- イ 設計と施工を一括して発注する工事
- ウ その他市長が指定する工事

② 調査基準価格

○対象工事が「ア」の場合

調査基準価格は、予定価格の基礎となった次に掲げる額の合計額とします。ただし、その額が予定価格の91%に満たない場合にあっては、予定価格の91%とします。

- ・直接工事費
 - ・共通仮設費
 - ・現場管理費×80%
 - ・一般管理費×30%
- ＝調査基準価格（1万円未満切り上げ）

○対象工事が「イ」・「ウ」の場合

市長が別に定める額とします。

③ 失格基準価格

○対象工事が「ア」の場合

失格基準価格は、次に掲げる額とします。また、入札価格が失格基準価格に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとみなし、失格とします。

- ・予定価格×87%＝失格基準価格（1万円未満切り上げ）

○対象工事が「イ」・「ウ」の場合

工事の特徴により、失格基準価格の有無を含めて、その都度定めます。

④ 入札参加者への周知

低入札価格調査制度を実施する場合は、入札公告により入札参加者へ周知します。

⑤ 低入札価格調査

開札の結果、落札金額が調査基準価格を下回る入札が行われたときは、「入札結果等確認期間」において、工事費内訳書により確認を行うとともに、必要に応じて落札候補者から内容を聴取するヒアリングを実施します。

また、落札候補者の他に低入札価格調査の対象となる入札を行った者がいる場合は、必要に応じて同様の工事費内訳書の確認又はヒアリングを行います。

⑥ 履行がなされると認められる場合

当該落札候補者を落札者と決定します。

⑦ 履行がなされないおそれがあると認められる場合

ア 当該落札候補者を落札者としません。

イ 次に、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち、アの者を除いて価格とその他の条件が最も有利なものをもって申込をしたものを落札者とします。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札であった場合には、低入札価格調査を実施することとし、以後の手続きは落札者となるべき者にかかる取り扱いを準用します。

⑧ その他

落札者の入札金額が調査基準価格を下回った場合は、次に掲げる方法により減点を行います。

○入札金額に応じた減点

入札金額を低入札調査基準価格として評価値（減点前）を算出し、入札金額に応じて次の算定式により評価値を減点します。

$$\text{減点} = (\text{低入札調査失格基準価格} - \text{入札金額}) \times \frac{30}{(\text{低入札調査基準価格} - \text{失格基準価格})}$$

○工事成績評定点に応じた減点

糸魚川市発注工事における過去1年間に完成した工事の工事成績評定点のうち、最低の工事成績評定点が65点未満の場合は技術評価点から5点を減点します。

※「入札金額に応じた減点」、「工事成績評定点に応じた減点」のそれぞれの方法で減点を行います。